

2023 年 2 月 6 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

〒160-0023 新宿区西新宿 3-2-7-4 階

東京保険医協会

審査指導対策部長 浜野 博

TEL03-5339-3601 FAX03-5339-3449

新型コロナウイルス感染症対策への加算点数の 4 月以降の継続 を求める緊急要望書

国民医療の確保のために日々尽力しておられることに敬意を表します。

新型コロナウイルス感染症患者に対する診療を行った際に算定する「電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）」は、3 月 31 日をもって廃止される予定となっています。また、新型コロナウイルス感染症疑い患者に対する診療を行った際に算定する「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）」は、3 月 1 日から名称変更され、147 点に引き下げられた上で 3 月 31 日をもって廃止される予定となっています。

新型コロナウイルス感染症は、特効薬が未だ開発されておらず、新たな変異ウイルスが発生しているなど、予断が許されない状況です。

政府は新型コロナウイルス感染症の感染法上の類型を 2 類から 5 類へ引き下げる方向で検討を進めていますが、5 類に引き下げられた場合でも、医療機関は引き続き院内感染防止対策を徹底する必要があるとあり、発熱外来時間を確保しなければなりません。また、重症化リスクを有する陽性者に対しては、引き続き健康管理を実施する必要があるとあり、5 類への引き下げに伴い医療機関の負担が減少するわけではありません。医療機関が強いられた負担を適切に評価するためには、現在行われている診療報酬の加算の延長が必要です。

つきましては、国民のいのちと健康を守るために、下記事項を速やかに実現されるよう緊急に要望いたします。

記

- 一、 2023 年 4 月以降も、「電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）」を継続すること。
 - 一、 2023 年 3 月以降も、「二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）」の点数を引き下げないこと。また、4 月以降も継続すること。
- 以上